

特定非営利活動法人全国地域PFI協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国地域PFI協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋小伝馬町17番17号
日本橋シルバービル5階に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を鹿児島県鹿児島市東谷山1丁目65番2号
ヴィーラT2階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民間企業が持つ多様なノウハウを駆使し、地方公共団体等とパートナーシップを取りながら、PFI事業やPPP事業等民間資金活用による公共サービス事業の情報収集・調査・研究に関する事業及び普及・啓発・研修に関する事業を行うとともに、地域住民の多様化するニーズに対応し、経済的・効率的な公共サービスを提供し、財政負担の軽減を図るための企画・提案に関する事業を行うことにより、地域住民の満足度の向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 民間資金活用による公共サービスに関する情報収集・調査・研究事業
- (2) 民間資金活用による公共サービスの普及・啓発・研修に関する事業
- (3) 民間資金活用による公共サービスの企画・提案に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員(この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進するために入会した個人及び団体)をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。その他会員については別途定めることができる。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事会において減免規程を定めることができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散あるいは破産手続き開始の決定があったとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(届出)

第13条 正会員は、その名称又は代表者の氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は 理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第21条 この法人に顧問(個人・団体)若干名を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の議決により理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の業務の処理に関して理事長の諮問に答え、又は理事長の要請により会議に出席して意見を述べるものとする。
 - 4 顧問の任期は、理事会で決定する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第50条において同じ。)の借入れ
- (7) 資産の管理の方法
- (8) その他運営に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

【平成25年12月10日定款変更東京都認証版(認証書:25生都管特第2174号)】
従たる事務所(鹿児島事務所)移転→平成27年度通常総会承認(平成27年9月1日付移転)

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面並びに、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会等

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 諸規定の制定または改廃に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

(事業運営委員会等)

第41条 この法人の事業運営に関して幅広く会員の意思を反映するため会員の代表及び、学識経験者並びにこの法人の理事・顧問をもって構成する事業運営委員会を設置することができる。

2 前項で定めるもののほか、この法人の各業務について専門的な立場から助言を求めするため、各業務に精通した専門家およびこの法人の理事・顧問をもって構成する事業別研

【平成25年12月10日定款変更東京都認証版(認証書:25生都管特第2174号)】
従たる事務所(鹿児島事務所)移転→平成27年度通常総会承認(平成27年9月1日付移転)

究委員会を設置することができる。

- 3 前2項で定めるもののほか、両委員会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

【平成25年12月10日定款変更東京都認証版(認証書:25生都管特第2174号)】
従たる事務所(鹿児島事務所)移転→平成27年度通常総会承認(平成27年9月1日付移転)

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(監査)

- 第51条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 活動計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数にかかるものを除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他事業を行う場合における、その種類その当該そのた事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者にかかる事項に限る。)

【平成25年12月10日定款変更東京都認証版(認証書:25生都管特第2174号)】
従たる事務所(鹿児島事務所)移転→平成27年度通常総会承認(平成27年9月1日付移転)

(10) 定款の変更に関する事項

- 2 この法人の定款変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)してときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会の議決を経て選任した者に帰属するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第56条 法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(定款その他資料の備え付け)

第57条 事務所には、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる資料を備え付けておかなければならない。

【平成25年12月10日定款変更東京都認証版(認証書:25生都管特第2174号)】
従たる事務所(鹿児島事務所)移転→平成27年度通常総会承認(平成27年9月1日付移転)

- (1)定款
- (2)定款変更に係る認証書類の写し
- (3)定款変更に係る登記書類(登記事項証明書の写し)
- (4)事業報告書
- (5)活動計算書(計算書類の注記含む)
- (6)貸借対照表
- (7)財産目録
- (8)役員名簿
- (9)会員名簿
- (10)事業計画書
- (11)活動予算書
- (12)会員の異動に関する書類
- (13)役員の履歴書並びに職員の名簿及び履歴書
- (14)許可、認可等に関する書類
- (15)定款に定める機関の議事に関する書類
- (16)収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類その他必要な書類

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	森田 隆人
副理事長	保坂 正和
理事	高橋 憲行

【平成25年12月10日定款変更東京都認証版(認証書:25生都管特第2174号)】
従たる事務所(鹿児島事務所)移転→平成27年度通常総会承認(平成27年9月1日付移転)

理事 森戸 秀
監事 徳留 利幸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、
成立の日から平成24年5月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、
設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から
平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
- | | | |
|-----|------|--------------------|
| 入会金 | 正会員 | 200, 000円 |
| | 賛助会員 | 1口 200, 000円(1口以上) |
| 年会費 | 正会員 | 120, 000円 |
| | 賛助会員 | 1口 120, 000円(1口以上) |

上記は、当法人の定款に相違ありません

平成27年9月1日

東京都渋谷区恵比寿西1丁目30番地8号代官山桜の丘202

理事 西川 隆尋 印

【平成25年12月10日定款変更東京都認証版(認証書:25生都管特第2174号)】
従たる事務所(鹿児島事務所)移転→平成27年度通常総会承認(平成27年9月1日付移転)

附 則

2012年(平成24年) 3月27日より一部改訂
2012年(平成24年)11月 30日より一部改訂
2012年(平成25年) 3月 12日より一部改訂

附 則

- 1 この定款の変更は、第52条の所轄庁の認証を得なければならない事項を除き社員総会において議決された日を施行日とする。所轄庁の認証を得なければならない事項については所轄庁の認証のあった日を施行日とする。

附 則

2015年(平成27年) 9月1日より一部改訂

【注】本ページは、協会内部版用